

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	45	担当課	薬務衛生課
法令名	クリーニング業法	根拠条項	9	不利益処分の種類	業務の停止	
クリーニング業法 (業務従事者の業務停止) 第九条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。						